

1 鵜飼いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、最近のインターネットを介した「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。そして、いじめ問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりがあり、進んで協力する子ども」の育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対策に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

<いじめの態様>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 方針

- (1) いじめの防止のために
 - ① すべての児童に「いじめは決して許されない」という教師の構えをみせる。
 - ② いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに対処できる力を育む。
 - ③ すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをする。
- (2) いじめの早期発見のために
 - ① 小さな兆候であっても、疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもつ。
 - ② いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
 - ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口などの周知をする。が起こった際には、実態に応じたプロジェクトチームを編成し、全職員の協力体制のもとに、一貫した積極的・継続的指導に努める。
- (3) いじめへの対処
 - ① いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認する。
 - ② いじめたとされる児童に対して事情を確認し、適切に指導する。
 - ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導委員会に直ちに情報を共有する。
- (4) 家庭や地域、関係機関との連携
 - ① いじめにかかる学校の方針や対応について家庭・地域に周知する。
 - ② 適切な連携のため、平素より関係機関（警察、民生委員、医療機関、関係行政機関等）信頼、共同・共有の体制づくりに努める。

4 重点

(1) いじめ防止のために

① いじめについての共通理解

- ・校内研修や職員会議でいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について周知を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、新型コロナウイルス感染症等による偏見や差別に限らず、すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない行為である」という正義の心を育成する。また、自他の意見の相違があっても、互いを認めあいながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

⇒『ソーシャルスキル・トレーニング』『ピア・サポート』

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。(劣等感などのストレスを軽減)
- ・学級や学年、行事など人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団作りをする。
- ・運動や読書など、ストレスに適切に対処する力を育てる。
- ・教職員の不適切な認識や言動(特に暴力行為やことばによる過度な叱責)には細心の注意を払う。(「いじめられる側にも問題がある」等)
- ・発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、個々の児童の特性への理解を深め、適切な指導および必要な支援を行う。
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、当該児童の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する知識や理解を深めるとともに、思いやる気持ちや感謝の心を育む取り組みを推進する。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・すべての児童が認められている、満たされている、他者の役に立っているという思いを抱くことができる機会を提供する。また、家庭や地域の人々などにも協力を求める。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・いじめの問題を児童が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。(児童会によるいじめ撲滅宣言など)

⑥ 情報モラル教育の充実

- ・ネット上でいじめ発生を防ぐために情報機器の正しい利用の仕方や意識の醸成を図る。また、教育振興運動やジュニアリーダーズセミナーを通して、児童によるスマートフォンの利用ルール作りの活動について広げる。

⑦ 家庭・地域との連携

- ・日常の学校生活の状況や学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取り組みを校報や懇談会、PTA活動の場等を活用して周知する。さらに自治会、人権擁護委員、民生児童委員、学校医等とも連携の機会を設け、開かれた学校づくりを進める。

(2) 早期発見のために

① 日常の観察(表情、言動)や日記等から児童理解に努め、小さな変化を見逃さないようにする。

⇒『気になる子』の提出。教職員間の情報共有。

② 継続的な支援や全校的な支援ができるように、気になったことや問題行動等を個人指導カードにとどめておく。

③ 相談しやすいような教職員と児童、保護者との信頼関係を築く。

④ アンケート調査の実施

- ・児童対象 年3回(6月、11月*市内一斉、3月)
- ・保護者を対象 年1回(11月)
- ・教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 随時 SC来校時など

- (3) いじめられた児童又はその保護者への支援
- ① 自尊心を高めるように留意し（あなたが悪いのではない）、寄り添い支える体制を作る。
 - ② プライバシーに十分留意する。
 - ③ 家庭訪問などにより、迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ④ 継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (4) いじめた児童への指導又は保護者への助言
- ① いじめは人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
 - ② プライバシーに十分配慮する。
 - ③ 事実関係を聴取したのち、迅速に保護者に事実に対する理解や納得を得る。以後、連携して対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけ
- ① いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
 - ② いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - ③ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ④ 学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせるようにする。

5 組織及び発生時の対応(生徒指導部運営計画参照)

いじめ発生時の生徒指導委員会（ケース会議）の基本的な進め方

- (1) いじめと思われる行為の発見、通報を受けた場合は、担任は速やかに関係児童から聞き取りを行うと同時に生徒指導主事に報告する。聞き取りを行う際は、他の児童にわからないよう配慮する。得られた情報は確実に記録し、正確な実態把握を行う。
- 生徒指導主事は校長、副校長に報告するとともに、生徒指導委員会（ケース会議）の開催を校長に要請し、校長が招集する。

（校長・副校長・主幹・担任・学年長・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・コーディネーター等）

- (2) ケース会議で状況を確認した後、指導と支援体制及び役割分担、指導レベルを決める。

- いじめられた児童への対応
- いじめた児童への対応
- その保護者への対応
- 教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無 等

《指導レベル》

- A：子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
 B：教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル
 C：教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル
 D：行為が悪質であり、重大事態となりうるレベル

➡ C・Dのレベルが認められた場合は、即刻滝沢市教委へ報告する。

- (3) ケース会議で決定した指導・支援体制に沿って児童への指導・支援を行う。
- (4) 電話や家庭訪問等により、保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について確認する。
- (5) 状況に応じて、スクールカウンセラーと連携する。
- (6) いじめを安易に解決したとせず、日常的に注意深く観察し、継続的な指導を行う。
- (7) 職員集会・職員会議で全職員へ周知する。

いじめ発見・通報

指導・支援体制を組む

対応

事後指導

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。また、いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。

*児童や保護者から重大な被害が出たと申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察に通報し、連携した対応をとる。

(3) 重大事態の調査

① 調査の主体は学校又は教育委員会

② 事実関係を明確にするために

- ・本校の生徒指導委員会が中心となり、速やかに全職員で行う。
- ・「いつから、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・付属機関に積極的に資料提供をし、主体的に再発防止に取り組む。

③ 調査結果の提供および報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。その際、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

7 その他

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

(2) 全ての教職員で共通認識

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題について、職員会議で情報の共有を図る。必要に応じて、校内研修を実施する。

(3) 地域や家庭との連携

学校基本方針などについて地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。(校報・地区懇談会などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。)

<県内関係機関相談窓口>

- 24時間子どもSOSダイヤル(いじめ相談窓口) ☎ 0120-0-78310
- 子どもの人権110番(法務局) ☎ 0120-007-110
- 盛岡いのちの電話(社会福祉法人) ☎ 019-654-7575
- ふれあい電話(県立総合教育センター) ☎ 0198-27-2331
- 青少年なやみ相談室(青少年活動交流センター) ☎ 019-606-1722
- チャイルドライン(チャイルドライン支援センター) ☎ 0120-99-7777
- ヤングテレホンコーナー(岩手県警) ☎ 019-651-7867
- すこやかダイヤル(県立生涯学習推進センター) ☎ 0198-27-2134

滝沢市教育委員会相談窓口

- ◎すこやかテレフォン(保護者からの相談窓口) ☎ 019-687-3866